

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

構造、強度又は漏えいに係る試験を
することができる状態になった時、及び
工事の計画に係る全ての工事が完了し
た時に係る使用前検査実施要領書

要領書番号：原規規収第1907095号99

令和2年12月

原子力規制委員会

改訂履歴

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和 2 年 12 月 25 日	制定

I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号、表第3号、表第4号及び表第5号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備及び原子炉格納施設が、認可された工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しているものであることを確認するものである。

II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前確認をもって適合しているものとみなす。^{※1}

ただし、本検査実施要領書は、検査申請書に記載された原子力設備のうち、個別の検査実施要領書にて確認する検査項目及び検査範囲以外の検査について適用する。

※1：原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第7条第1項に基づき、同法の施行の際現に工事に着手されている施設に係る検査は、なお従前の例による。

III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

IV 検査範囲

1 検査対象設備及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された施設とする。

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1904255 号 20181005 保第 2 号 (平成 3 1 年 4 月 2 5 日)
原規規発第 1910242 号 20191017 保第 1 号 (令和元年 1 0 月 2 4 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

V 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査手順

原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 1 に基づく使用前確認が終了していること及び電気事業法に基づき認可した工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可した工事計画の内容と同一であることを確認する。^{*1}

※1：原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第 7 条第 1 項に基づき、同法の施行の際現に工事に着手されている施設に係る検査は、なお従前の例による。

VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機

構造、強度又は漏えいに係る試験を
することができる状態になった時、及び
工事の計画に係る全ての工事が完了し
た時に係る使用前検査実施要領書

要領書番号：原規規収第 1907095 号 99

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時、及び工事の計画に係る全ての工事が完了した時に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第143号（2019年 7月 9日）
関原発第310号（2019年10月17日）
関原発第334号（2019年11月12日）
関原発第550号（2020年 2月27日）
関原発第617号（2020年 3月24日）
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
検査対象施設及び範囲は、認可された工事計画に記載された施設。
なお、検査申請書に記載された原子力設備のうち、個別の検査実施要領書にて確認する検査項目及び検査範囲を除く。
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき認可した工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査実施者及び検査結果
検査結果一覧表のとおり

検 査 結 果 一 覧 表

工事の工程	検 査 年 月 日	検査結果	電気工作物検査官 印	備 考
構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時	年 月 日			
工事の計画に係る全ての工事が完了した時	年 月 日			